

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会運営細則

平成二十五年四月二十二日 予防接種・ワクチン分科会長決定
 一部改正 平成二十五年十二月十六日 予防接種・ワクチン分科会長決定
 一部改正 平成二十七年十月二十九日 予防接種・ワクチン分科会長決定

厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定）第十条の規定に基づき、この細則を制定する。

(部会の設置)

第一条 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）に、次の表の名称の項に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の所掌事務の項に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 务
予防接種基本方針部会	一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。 二 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること（研究開発及び生産・流通部会及び副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。
研究開発及び生産・流通部会	ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項を調査審議すること。
副反応検討部会	一 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項（副反応報告に係る事項に限る。）を処理すること。 二 予防接種による副反応に関する重要事項を調査審議すること。

(開催頻度)

第二条 分科会は年三回程度開催する。

2 前項のほか、分科会長は、ワクチンの開発状況等に応じた迅速な検討を行うため、分科会を開催することができることする。

(事務局機能)

第三条 分科会及び部会の庶務は、厚生労働省健康局健康課と国立感染症研究所が共同して実施し、厚生労働省健康局健康課が総括して処理する。

(委員の選任)

第四条 委員の選任に当たっては、予防接種・ワクチン分科会参加規程に基づき、選任することとする。

(小委員会の設置)

第五条 分科会又は部会長は、必要があると認めるときは、分科会又は部会に諮って小委員会を設置することができる。

(雑則)

第六条 この細則に定めるもののほか、分科会又は部会の運営に必要な事項は、分科会長又は部会長が定める。